

最高裁平成一五年（行ツ）第一八号、一五・一二・一五決定  
判 決

上告人 中央労働委員会  
上告補助参加人 全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部  
全日本建設交運一般労働組合北海道鉄道本部  
被上告人 北海道旅客鉄道株式会社  
日本貨物鉄道株式会社

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法三一二条一項又は二項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

最高裁判所第一小法廷